



建 対 第 6 6 3 号  
令和8年 1月 6日

建設業者団体の長 殿

山梨県県土整備部長  
(公印省略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましては、受発注者ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下企業に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。なお、受発注者ガイドラインについては、下記の国土交通省HPに掲載されております。

□「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版）（R 8. 1 最終改定）」  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

山梨県県土整備部県土整備総務課  
建設業対策室 遠藤  
TEL : 055-223-1843  
FAX : 055-223-1844

国不建推第71号  
令和8年1月5日

各都道府県担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月策定）のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改定を行いました。

なお、受発注者ガイドラインは、別添のとおり公共発注者の長、主要民間団体の長及び建設業者団体に対して通知するとともに、国土交通省のホームページ

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)) に掲載予定です。

国不建推第72号

令和8年1月5日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

( 公 印 省 略 )

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月策定）のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改定を行いました。

貴団体におかれましては、受発注者ガイドラインの改定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)) に掲載予定です。